

奈良県告示第三百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び御所市環境政策課（御所市大字栗阪二九三番地）において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
東洋アルミニウム株式会社 代表取締役社長 山本 博
大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋アルミニウム株式会社御所工場
御所市大字室四一〇番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号ロに掲げるろ過施設一基
特定施設の能力	二〇〇kg／バッチ
特定施設の工事着手予定年月日	令和二年二月二十日
特定施設の工事完成予定年月日	令和二年三月二十日
特定施設の使用開始予定年月日	令和二年四月二十日

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	値の等の水大汚最汚るびれ及さ値の出の排常の通のの							項目	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）
	特定汚染施設の状態	窒素含有量（単位 mg / l）	りん含有量（単位 mg / l）	浮遊物質質量（SS）（単位 mg / l）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg / l）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg / l）	水素イオン濃度（水素指数）		
〇	/	/	/	/	/	/	/	通常	なし
〇	/	/	/	/	/	/	/	最大	〇〜八時間（間歇）

五 汚水等の処理方法に関する事項

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量（単位 m ³ ）
〇
〇

六 排水水の汚濁状態及び量

	項目	汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m³)	の等の汚水					前及
			大腸菌群数	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	浮遊物質(単位 mg/l)	COD(単位 mg/l)	mg/l)
水素イオン濃度(水素指数)	通常	一七	/	四	三〇	一〇〇	一〇〇	
	最大	二七	/	五	五〇	二〇〇	二〇〇	
水素イオン濃度(水素指数)	通常	一七	/	四	三〇	二〇	三〇	
	最大	二七	以下 三、〇〇〇	四	三〇	二〇	三〇	

排出水の量(単位 m ³ /日)	排出水の汚濁状態					
	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/l)	浮遊物質質量(SS)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)
一三〇	〇・五七	五・二三	二・六二	二・六二	四・五八	二・六二
一九〇	〇・六一	五・五五	二・八四	二・八四	四・九一	二・八四